

5 入学者選抜について 基本事項 Q & A

1 志願資格と学区について

Q 神奈川県公立高等学校の全日制の課程に志願するにはどのような条件がありますか？

A 平成21年4月1日以前に出生し、令和6年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込みの人（これに準ずると認められた人を含む。）で、かつ、志願者とその保護者が神奈川県内に住んでいる場合（令和6年4月1日までに神奈川県内に志願者とその保護者が転居見込み等で神奈川県教育委員会教育長の承認を受けた場合を含む。）に志願できます。

Q 神奈川県公立高等学校の定時制の課程または通信制の課程に志願するにはどのような条件がありますか？

A 平成21年4月1日以前に出生し、令和6年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込みの人（これに準ずると認められた人を含む。）で、かつ、志願者が神奈川県内に住んでいるか勤務地が神奈川県内にある場合（令和6年4月1日までに神奈川県内に志願者が転居するか勤務地が神奈川県内になる見込み等で神奈川県教育委員会教育長の承認を受けた場合を含む。）に志願できます。

ただし、定通分割選抜には、志願時において、令和6年度国・公・私立高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校に合格している人（入学手続をしていない場合も含む。）は志願できません。

Q 神奈川県内に住んでいれば、どの公立高等学校へも志願できるのですか？

A 県内の高等学校と横須賀市立の高等学校には学区はなく、県内のどこからでも志願できます。横浜市立および川崎市立の高等学校については、原則としてそれぞれの市内を学区とします。ただし、横浜市立の高等学校においては、横浜商業高等学校（別科を含む全学科）、戸塚高等学校単位制普通科音楽コース（全日制）、横浜サイエンスフロンティア高等学校および戸塚高等学校（定時制）は学区がありません。川崎市立の高等学校においては、全日制・定時制とも専門学科の高等学校は学区がありません。また、横浜市立および川崎市立の高等学校の特別募集においても学区はありません。なお、学区がある高等学校においても、学区外から入学できる人数の制限はありますが、学区外からの志願も可能です。

2 共通選抜と定通分割選抜について

Q 「共通選抜」とは、どのような選抜ですか？

A すべての公立高等学校のすべての課程で実施する選抜です。学力検査（原則、全日制では5教科、定時制では3教科）を「共通の検査」として実施します。また、「特色検査」を実施する高等学校があります。

実施したすべての検査の結果と調査書の学習の記録（評定・評価）を資料とし、各校がそれぞれの取扱い比率を設定し、算出した数値により選考します。

なお、クリエイティブスクールと通信制の課程では学力検査は実施せず、クリエイティブスクールでは特色検査（面接）を、通信制の課程では作文を「共通の検査」として実施し、調査書と併せて総合的に選考します。

全日制と夜間以外の定時制の課程では募集定員のすべてを募集し、夜間の定時制と通信制の課程では募集定員の80%を募集します。

Q 「定通分割選抜」とは、どのような選抜ですか？

A 共通選抜の後に夜間の定時制と通信制の課程で実施する選抜です。定時制の課程は、共通選抜と同様、学力検査（3教科（英国数））を実施し、特色検査を実施する場合があります。実施したすべての検査の結果と調査書の学習の記録（評定）を資料とし、各校が設定した比率により算出した数値を用いて選考します。通信制の課程は、作文を実施し、調査書と併せて総合的に選考します。

なお、募集人員は募集定員から共通選抜の募集人員を差し引いた人員ですが、共通選抜の募集人員を満たしていない場合は、その人員も加えて募集します。また、定通分割選抜において、定時制と通信制の課程を同時に志願することはできません。

3 学力検査について

Q 学力検査はすべての学校で同じ問題ですか？

A 全日制の課程と定時制の課程では異なる問題で実施します。
全日制では、5教科ともすべての学校が同じ問題で実施します。
定時制では、実施する3教科（英国数）について、すべての学校が同じ問題で実施します。

Q 出題の範囲や内容はどうなっていますか？

A 出題の範囲は、中学校学習指導要領に定める各教科の内容です。
「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を把握します。

Q 各教科の満点や検査時間はどうなっていますか？

A 共通選抜は、全日制・定時制とも、各教科の満点は100点、検査時間は50分です。
なお、定通分割選抜では、各教科の満点は50点、検査時間は30分です。

Q これまでの検査問題を見ることはできますか？

A 過去3年分の検査問題は、全日制・定時制とも県政情報センター行政資料コーナー（TEL (045) 210-3730）で見ることができます。有料となりますが、コピーをとることもできます。また、下記の神奈川県教育委員会のホームページでも公開しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/gakuryokukensa/mondai.html>

4 特色検査について

Q 「特色検査」とは、どのような検査ですか？

A スクール・ポリシーのうち、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に照らして、入学時に備えている必要のある資質・能力について、調査書や学力検査では測りとることが難しい総合的な資質・能力や特性等をみるために学校が実施することができる検査です。その結果は選考資料の一部として活用されます。

Q どのような検査がありますか？

A 「実技検査」、「自己表現検査」、「面接」があり、次のような内容となります。

実技検査 美術・デザイン系の学科におけるデッサン、体育系の学科におけるスポーツの実技、音楽系の学科・コースにおける楽器の演奏などが例として挙げられます。

自己表現検査 与えられたテーマに基づくスピーチ、指定したテーマについてのグループ討論、中学校までの学習を教科横断的に活用して設問に対する答えや考えの記述などが例として挙げられます。

面接 「入学希望の理由」を共通の観点とし、その他の観点は各校で定め、調査書と面接シート等を参考資料として実施します。

なお、一部の学校で、共通の観点によらず、設置趣旨に基づいた観点を定める場合があります。

各校の特色検査の概要は、25～31ページに掲載しています。

Q 「特色検査」の自己表現検査を共通問題と共通選択問題で実施する学校はどこですか？

A 学力向上進学重点校5校（県立横浜翠嵐高等学校、県立川和高等学校、県立柏陽高等学校、県立湘南高等学校および県立厚木高等学校）および学力向上進学重点校エントリー校13校（県立希望ヶ丘高等学校、県立横浜平沼高等学校、県立光陵高等学校、県立横浜国際高等学校、県立横浜緑ヶ丘高等学校、県立多摩高等学校、県立横須賀高等学校、県立鎌倉高等学校、県立茅ヶ崎北陵高等学校、県立平塚江南高等学校、県立小田原高等学校、県立大和高等学校および県立相模原高等学校）のあわせて18校で実施される自己表現検査は、共通問題と共通選択問題を用いて実施します。

5 追検査について

Q 「追検査」とは、どのような検査ですか？

A 追検査とは、インフルエンザ等の感染症の罹患、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により一般募集（共通選抜（クリエイティブスクールを除く。）、特別募集（インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び後期募集を除く。）、中途退学者募集および別科において、学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）を受検できなかった志願者、一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール）において、特色検査（面接）を受検できなかった志願者並びに連携型中高一貫教育校連携募集（県立光陵高等学校を除く。）およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において面接を受検できなかった志願者の中で、追検査を希望する者を対象として実施する検査です。

Q 特色検査の追検査は、実施するのですか？

A 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール））における特色検査（面接）のみ実施します。

6 選考基準と選考の際の資料について

Q 「選考基準」とは、どのようなものですか？

A 各高等学校が各校のアドミッション・ポリシーを踏まえ、実施する検査、選考の際のそれぞれの資料の扱い方および特色検査等の評価の観点を示したものです。全公立高等学校の「選考基準」は、この冊子の13ページ以降に掲載しています。また、下記の神奈川県教育委員会のホームページでも公開しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/senko_kijun.html

Q 「調査書」とは、どのようなものですか？

A 中学校が作成する書類で、学習の記録と中学校での活動等の記録が記載されています。具体的には、「調査書の見本」（10ページ）を参照してください。

学習の記録の欄に記載されている2、3年生の「評定」と3年生の「主体的に学習に取り組む態度」の「評価」については、選考の際に資料として使用します。諸活動の記録や所見欄等に記載されている内容については、一般募集における特色検査（面接）や特別募集における面接の際の参考資料とします。

Q 調査書と学力検査の重点化とは、どのようなことですか？

A 例えば「中学校での英語の評定を2倍」、「学力検査の英語の得点を1.5倍」などのように、特定の教科の中学校の評定や学力検査の得点に対して、2倍までの範囲で重みをおくことです。

調査書の評定は、各教科の〔(第2学年の評定) + (第3学年の評定) × 2〕の数値を3教科まで、調査書の「主体的に学習に取り組む態度」の評価は3教科まで、学力検査の結果は2教科まで重点化することができます。

重点化の内容は、13ページ以降の「選考基準」に掲載しています。

7 第2希望の志願について

Q 第2希望まで志願できるのは、どのようなときですか？

A 農業、工業、商業および水産に関する学科を置く高等学校の専門学科を志願するとき、同じ高等学校に設置された同じ課程の別の学科を第2希望として志願できます。（ただし、同じ『○○に関する学科』の中の学科に限る。）

横浜市立戸塚高等学校において、同じ学科の別のコースを第2希望として志願できます。横浜市立横浜商業高等学校の別科も同様に第2希望の志願ができます。

県立横浜明朋高等学校と県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校の定時制の課程では、同じ学科の他の部を第2希望として志願できます。県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の在県外国人等特別募集においても、同じ学科の他の部を第2希望として志願できます。県立横浜国際高等学校において、国際科（国際バカロレアコースを除く。）および国際科国際バカロレアコースのそれぞれについて他のコース等を第2希望として志願できます。

8 県立横浜国際高等学校の募集について

Q 県立横浜国際高等学校の募集は、どのような募集ですか？

A 共通選抜および海外帰国生徒特別募集において、「国際科（国際バカロレアコースを除く。）」（以下、「国際科」という。）と「国際科国際バカロレアコース」の募集を実施します。

Q 「国際科」および「国際科国際バカロレアコース」を志願する際に、もう一方を第2希望とすることはできますか？

A 「国際科」および「国際科国際バカロレアコース」のどちらかを第1希望または第2希望として志願することができます。

Q 「国際科」と「国際科国際バカロレアコース」では検査内容が異なりますか？

A 一般募集において、「国際科」と「国際科国際バカロレアコース」はどちらも共通する学力検査を受けます。また、どちらも特色検査（自己表現検査）を受けますが、「国際科国際バカロレアコース」の特色検査は、自分の考えを150～200語程度の英語で記述する問題を含みます。

海外帰国生徒特別募集において、「国際科国際バカロレアコース」を第1希望とする受検者は、「国際科」と共通する学力検査（英国数）、作文、面接に加え、特色検査（自己表現検査）を受けます。特色検査の概要は、25ページに掲載しています。

9 在県外国人等特別募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集について

Q 在県外国人等特別募集の志願資格の「入国後の在留期間が通算で6年以内（令和6年2月1日現在）」とは、どういうことですか？

A 日本における学齢期以降（小学校第1学年以降）で、日本に在留している日数をすべて数えます。6年以内とは、 $365日 \times 6年 = 2190日$ 以内を意味します。

Q 「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」とは、どのような募集ですか？

A 神奈川県におけるインクルーシブ教育を推進するため、インクルーシブ教育実践推進校に指定された18校において、知的障害のある生徒を対象として実施するものです。また、検査については、共通選抜と同日程で行い、面接を実施します。

Q インクルーシブ教育実践推進校の学習や生活について、詳しく教えてもらえますか？

A 中学3年生等を対象に、各実践推進校で「中高連携事業」（学校説明・授業見学）を実施しています。実施日時等の詳細は、各実践推進校のウェブサイトで確認してください。

10 特別な事情のある人について

Q 受検にあたって特別な事情がある人（日本語を母語としない人、障害等のある人、長期間欠席した人など）への配慮はありますか？

A 日本語を母語としていない人や障害等により通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。また、病気など特別な理由で中学校を長期間欠席した人は、選抜方法の取扱いについて申請することができます。

いずれの場合も、申請できる内容や申請するための条件があります。中学校の先生等とよく相談して申請内容について確認してください。

11 併願について

Q 公立と私立・国立の高等学校等とを併願する（私立のオープン入試を含む。）場合に、注意することはありますか？

A 公立高等学校は合格発表後の追加合格を行わないため、公立高等学校の合格発表の前に、入学を希望する私立や国立の高等学校等の合格が決まった場合は、公立の合格発表の前日正午までに、必ず志願（受検）した公立高等学校の志願取消の手続きをしてください。

なお、定通分割選抜、共通選抜の二次募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集については、志願時において、令和6年度国・公・私立高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校に合格している人（入学手続きをしていない場合も含む。）は志願できません。